

長与町農業委員会議事録

令和 8 年 9 月 25 日

長与町農業委員会

令和8年9月25日農業委員会総会

1. 日時 令和8年9月25日（金） 9時30分から10時30分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員（11名）

会長	1番 水谷 勉		
委員	2番 崎山 光子	3番 柿本 透	4番 濱口 益子
	5番 池田 八千代	6番 山口 多美子	7番 原田 正利
	8番 辻 裕一	9番 田中 美佐子	10番 山崎 真由美
	11番 吉川 直行		

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員（7名）

1番 本川 義一	2番 森田 昭裕	3番 坂口 吉晴
5番 野中 和義	6番 中村 栄治	7番 谷口 勝久
8番 尾崎 勝文		

5. 農業委員会委員 欠席（1名） 12番 栗山 将和

6. 農地利用最適化推進委員 欠席（1名） 4番 山口 正則

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	6番 山口 多美子	7番 原田 正利
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について		
	第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について		

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主査	池原 和人

事務局

皆さんこんにちは。

皆さんお揃いですので始めたいと思います。本日の資料の確認です。今回の資料は、農業委員会総会議案書・報告事項・資料となります。よろしいでしょうか。

それでは報告にうつります。長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人中11人の出席をいただいておりますので総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人中7人の出席でございます。本日の欠席者は、12番 栗山 将和 委員と推進委員の山口 正則 委員の2名です。それでは、ここからの議事等の進行を水谷会長お願いいたします。

議長

それでは、令和8年9月の農業委員会総会を開催いたします。まず、始めに日程第1 農業委員会総会規則第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人指名いたします。

6番 山口 多美子 委員、7番 原田 正利 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が1件。第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件。第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議が1件。報告事項は行事報告を予定しております。

まず初めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。議案書の2ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご参照ください。1ページ目が字図、2ページから3ページが現況写真となっています。整理番号 7

申請地 長与町三根郷（地番）、地目 畑、面積2,686㎡のうち2,610㎡です。

農地区分は、農用地区域内です。申請者は、

賃貸人が、長与町三根郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町斉藤郷（地番） （法人名）

申請目的は、賃貸借権設定です。

期間は、令和8年10月1日から令和13年5月31日までの4年8か月間です。令和3年から借り入れており、今回1回目の更新になります。年間の借賃は〇〇円で、10aあたりは〇〇円となります。

備考欄に記載のとおり、賃借人は賃貸人との申請農地の貸借期間満了に伴い、農地法第3条の許可申請を行います。申請地では、みかんやびわを栽培します。耕作地は、2,486㎡。労働力は1人です。市街化調整区域となります。

土地の所在を説明します。3ページをご覧ください。

図面の下側に（施設名）がございます。（施設名）の北東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、資料No.1の1ページ、現

況については2～3ページで確認いただければと思います。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので推進委員さん説明をお願いします。
坂口 吉晴 推進委員

推進委員 9月15日に水谷会長、崎山職務代理、田中委員、事務局2名と私で現地を確認しました。
3番 現地では果樹を栽培しており、適切に管理されているので問題ないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。9番 田中 美佐子 農業委員

9番 同じく9月15日に先ほどのメンバーで現地を確認しました。先ほど説明があったとおり、
現地では、みかんや果樹がされており、適切に管理がなされていたので問題ないと思います。
以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第3条の規
定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議が
ない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えていますので、許可する事に決定いたします。
続いて第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請」についての審議に入ります。事
務局から説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。議
案書の5ページをお開きください。資料につきましてはNo.2をご参照ください。1ページ目
が字図、2ページ目が現況写真、3ページ目が被害防除計画書、4ページ目右側が平面図、
左側が位置図で防護柵と排水経路を図示しています。5、6ページ目が立面図となっていま
す。整理番号1

申請地 長与町斉藤郷(地番)、地目 畑、面積 265㎡。農地区分は農用地区域外です。

	申請者は、 使用貸人が、長与町岡郷（地番） （氏名） 使用借人が、長与町岡郷（地番） （氏名） 申請目的は、期間を永久とした使用貸借権の設定です。転用目的ですが、住宅建築を予定しております。 備考欄に記載のとおり、使用借人は義父にあたる使用貸人から申請地を無償で借り受け、分家住宅を建築します。雨水排水は道路側溝に接続し、汚水排水は合併浄化槽により浄化して、同じく道路側溝へ接続します。また、申請地道路側の車庫部に切土を行い、その他宅地部分には防護柵を設置します。 区域区分は、市街化調整区域となります。立地基準は、第2種農地。一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。 土地の所在を説明します。6ページをご覧ください。図面の右側に（施設名）がございます。（施設名）の西側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状、現況、被害防除計画等につきましては、資料No.2で確認いただければと思います。以上です。
議長	ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので推進委員さん説明をお願いします。 谷口 勝久 推進委員
推進委員 7 番	9 月 15 日に水谷会長、崎山職務代理、濱口委員、事務局 2 名と使用貸人である〇〇さんと私の 7 名で現地を確認しました。10 月中旬に着工をするとの事でした。雨水排水対策もしっかりされており、問題ないと思います。以上です。
議長	続きまして、担当農業委員さんお願いします。4 番 濱口 益子 農業委員
4 番	同じく先ほどのメンバーで現地を確認しました。雨水排水対策もしっかりされており、隣の畑への影響も問題ないと思います。以上です。
議長	説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。山口委員。
6 番	説明の中で「分家住宅」とおっしゃりましたが、分家住宅じゃないと申請できないのでしょうか。

事務局	分家住宅じゃないと5条の許可がおりないという訳ではありません。この件につきましては、事前に農振農用地からの除外申請や都市計画法に基づく開発許可申請なども行っており、申請書類の表現を統一しているものと思います。
議長	他に、ご意見・質問はありませんか。 (意見・質問なし)
議長	それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地法第5条の規定による許可申請を県へ進達することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手を確認 議長に報告)
議長	挙手された農業委員が過半数を超えていますので、進達することに決定いたします。 続いて第3号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは第3号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について説明いたします。議案書の8ページをお開きください。整理番号36 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町本川内郷(地番) 農地中間管理機構に利用権を設定する者の氏名及び住所は、 (氏名) 長与町平木場郷(地番) 権利対象の土地は、 所在 本川内郷(地番)、地目 畑、面積 1,596㎡ 以下4筆。4筆合計 5,835㎡のうち5,796㎡です。権利の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は 果樹です。 期間は、令和8年12月10日から令和18年12月9日までの10年間です。 新規の契約となります。年間の借賃は〇〇円で、10aあたりは〇〇円となります。 土地の所在を説明します。9ページをご覧ください。図面の左側に(施設名)がございます。(施設名)の南東側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。以上です。
議長	ただ今の説明に関連して現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。 本川 義一 推進委員

推進委員 1 番	9 月 15 日に水谷会長、崎山職務代理、池田委員、事務局 2 名と私で現地を確認しました。現地は、柑橘の原口やはるかが栽培されていました。園内もきちんと整備されていて問題ないと思います。以上です。
議長	続きまして、担当農業委員さんお願いします。5 番 池田 八千代 農業委員
5 番	賃貸人の〇〇さんは、前農業委員でもあり農地の貸借に関して協力的な方です。園地の管理もしっかりされており、賃借人の〇〇さんも若い農業者ですので、今後もしっかり協力して行きたいと思います。以上です。
議長	説明が終わりましたがご意見・質問はありませんか。山口委員。
6 番	賃借人の〇〇さんは、今回の貸し借りで、どのくらいの規模の農地を経営することになりましたか？
事務局	今回の貸借で 2 ha を超えてきます。
議長	他に、ご意見・質問はありませんか。 (意見・質問なし)
議長	それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。
事務局	(挙手を確認 議長に報告)
議長	挙手された農業委員が過半数を超えていますので、異議がないことに決定いたします。これから、報告事項に移ります。行事報告を事務局をお願いします。
事務局	(令和 8 年 9 月行事報告)

議長

最後に 10 月の日程について事務局からお願いします。

事務局

10 月の日程ですが、総会を 26 日（月）の 9 時 30 分からでいかがでしょうか。

（異議なし）

議長

これを持ちまして、本日の総会を終了いたします。